

～洪水に備え、避難確保計画の作成を～

要配慮者利用施設向けに洪水時の安全確保等に関する説明会を開催しました

富山河川国道事務所は、富山県、関係市町村と合同で、富山県内の河川の浸水想定区域にある要配慮者利用施設を対象に、洪水時の安全確保等に関する説明会を開催しました。

「要配慮者利用施設」とは、主として高齢者向け施設、障害者向け施設、乳幼児向け施設等の災害時に特に配慮を要する方が利用されている施設をいいます。当説明会は、昨年度の水防法改正により、要配慮者利用施設の管理者の避難確保計画の作成や避難訓練の実施が努力義務とされたことを受け、水防法の改正内容、自衛水防の重要性、避難確保の際に必要な情報の紹介と入手方法等についてお知らせすることを目的としています。

説明会には、小矢部市、高岡市、富山市の県内3会場で延べ295名の方に出席いただきました。富山河川国道事務所からは、過去に発生した要配慮者利用施設の被災事例や、事前に対策を行い被害を最小限にとどめた事例の紹介、平常時・洪水時に役立つ情報の入手方法、避難確保計画作成の手引き等について解説しました。説明会終了後は多くの方が質問に來られ、洪水時の安全確保に対する関心の高さがうかがえました。

季節は9月に入り本格的な台風シーズンを迎えました。洪水時に被害を減らすためには、一人一人の日ごろからの備えが重要です。富山河川国道事務所では、当説明会が洪水に対する備えについて考える良いきっかけとなることを期待しております。



H26.8.26 津沢コミュニティプラザにて



H26.9.2 富山県農協会館にて



H26.8.27 高岡市ふれあい福祉センターにて

